

防災ボランティア活動の参考

1 隊友会の防災ボランティア活動の基本的考え方

自衛隊及び地方自治体との協力関係に基づき、地域の特性及び各県隊友会の現状に応じて、自衛隊で培った知識と経験を発揮できる分野での防災ボランティア活動を、平常時から実施する。

2 平常時の活動

(1) 活動態勢の整備等

ア 会員は、自衛隊での経験を活かし、町内会等の自主防災組織における活動や防災訓練への参加等を通じて、地域における防災活動に貢献する。

イ 県隊友会は、日頃から会員の状況を把握し、隊友会としての災害発生時の活動に遺漏なきよう準備するとともに、会員との連絡態勢を整備する。

(2) 自衛隊、地方自治体等との連携

ア 地域防災計画の承知、必要により自衛隊・地方自治体との災害に関する協定の締結、防災に関する関係機関との意思疎通及び地域社会における活動を通じ、平常時から自衛隊、地方自治体等との協力関係に基づく連携を重視する。

イ 協定締結に際しての留意事項

(ア) 各県隊友会の現状に合った実行可能な協力内容とする。

(イ) 活動内容については、被害状況等の情報提供、ボランティア受け入れセンターや避難所等の運営支援・協力等、自衛隊で培った知識や経験を生かせる分野を重視する。

(ウ) 事故があった場合の補償責任について明記する。

この際、地方自治体によっては、防災ボランティア活動中の事故に対する補償制度を条例等で独自に定めている自治体もあるので確認する。

(3) 自衛隊・地方自治体の実施する訓練への参加

ア 計画作成や訓練評価等への協力を留意する。

イ 自衛隊、地方自治体等との平常時からの関係が重要であり、防災訓練や研修等を通じ、自衛隊、地方自治体等との意思の疎通や役割を確認する。

3 災害発生時の活動

(1) 会員としての活動

- ア 会員は、自らの安全を確保し、被害の状況、家族の安否等を直接又は支部を通じて県隊友会に報告する。
- イ 会員は、近隣住民と協力して地域での救助活動に参加する。
- ウ 会員は、自衛隊・地方自治体との協定に基づき、被災情報を収集し協定先に連絡、通報する。

(2) 県隊友会としての活動

- ア 県隊友会は、災害の状況及び会員の現況を把握し、会員の安否等を適時適切に隊友会本部に報告する。
- イ 県隊友会長は、隊友会（組織）としての防災ボランティア活動の要否を判断する。
- ウ 隊友会（組織）としての防災ボランティア活動を開始するに際しては、協定等を基準とするも、会員の安全を最優先する。
- エ 自衛隊、地方自治体及びボランティア団体と連携して活動する。
- オ 防災ボランティア活動に必要な資材は、隊友会本部に要請し、その承認を得て県隊友会自ら購入する。県隊友会が購入できない場合は、本部が購入し県隊友会に送付する。
- カ 自衛隊・地方自治体と調整し、県隊友会長自ら防災ボランティア活動の終了を決定する。

4 報告

県隊友会長は、防災ボランティア活動の開始、終了を隊友会本部に報告する。

5 その他

(1) 家族支援協力との関係

防災ボランティア活動の実施にあたっては、地域の特性、県隊友会の現状等を考慮し、県隊友会長が優先順位を判断する。

(2) 本部助成

ア ボランティア保険

(ア) 防災ボランティア活動にあたっては、必ず隊友会のボランティア保

険に加入する。経費は隊友会本部が助成する。

(イ) 被災地で活動するにあたって、被災地方自治体からボランティア保険（天災有）の加入が義務付けられた場合は、県隊友会で社会福祉協議会等が運営しているボランティア保険（天災有）に加入し、経費を隊友会本部に請求する。

イ 交通費等

(ア) 防災ボランティア活動にあたっては、隊友会本部が交通費（実費）及び日当を助成する。

(イ) 被災県以外の隊友会が被災県での防災ボランティア活動を希望する場合は、被災地域のボランティア・センターに登録して、被災地での防災ボランティア活動を実施する。この際、交通費等の助成が必要な場合は、事前に隊友会本部に申請し、承認を得るものとする。

(ウ) 防災ボランティア活動終了後、速やかに隊友会本部に請求する。